

令和7年度上天草暮らしプチ体験業務仕様書

1 業務名

令和7年度上天草暮らしプチ体験業務

2 目的

本市への移住をより推進するためには、地方の生活に関心のある都市部の人材を本市に呼び込み、上天草ならではの暮らしや地域の魅力を体感してもらうことにより、関係人口を増やし、移住につなげていくことが重要である。

このため、本業務においては、移住を検討する場合に大きな課題となる「仕事」を中心に、観光、暮らし、地域交流等を組み合わせた体験プログラムを構築、展開し、関係人口を増加させ、移住につなげていくために実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

気軽に上天草市で働き、報酬をもらいながら、軽負担で上天草ならではの体験（観光、暮らし、地元との交流等）ができるプログラムを展開するために、受託者は、以下の業務を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、適宜、上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）の了承を得て進めることとする。

（1）受入事業者開拓

本市ならではの仕事を体験できる事業者や団体（以下「受入事業者等」という。）の募集を行うこと。募集に当たっては、本事業の趣旨を十分に理解してもらえよう説明会を行う等の工夫を行い、チラシ等の資料を作成した上で行うこと。なお、参加者が滞在中に宿泊場所の準備は原則として受入事業者が行うものとする。

【受入事業者等の数】

10者程度。地域や業種等のバランスを考慮して選定すること。

（2）参加者募集

記「4（1）」で募集した受入事業者やその他関係機関とともに体験プログラムを設計し、参加者の募集及びマッチングを行うこと。マッチングの際には、参加希望者とプログラム内容にイメージの齟齬がないようにすること。

ア 設計プログラム数

10プログラム程度（地域や業種等のバランスを考慮すること。）

イ 参加者人数目標

合計10人程度（目安としては10プログラムそれぞれ1人～2人程度を想定）

ウ プログラム実施日数

1回当たり1週間から1か月程度とする。

エ 参加者のターゲット層

居住地：天草地域外の都市部

年代：20歳代から40歳代をメインターゲット

性別：問わない（女性も参加しやすいことが望ましい。）

（ただし、受入事業者等が雇用の求人マッチングを行う場合は、求職者の年齢制限及び在住地の制限ができないことを鑑み、上記条件は目安とする。）

（3）受入事業者の支援

ア 受入事業者が本市ならではの仕事を体験できるプログラムを作成するにあたり、ヒアリング等を行い、プログラム作成の支援を行うこと。

イ 受入事業者が参加者の宿泊場所を確保するにあたり、負担を軽減するために、宿泊費等の支援をすること。

（4）参加者の支援

ア 参加者のニーズに応じた余暇の過ごし方（飲食、観光、体験など）について、受入事業者やその他関係機関と連携、協議しながら参加者に適切に情報提供をすること。

イ 参加者の滞在中の移動手段について、情報を取得・整理し、参加者へ提供又は提案すること。

ウ 参加者が滞在している期間、参加初日の打合せや仕事体験のフォロー、観光・交流のナビゲート、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に体験プログラムを実施できるようフォローすること。

（5）アンケートの実施

今後の移住施策の検討の参考とするため、受託者は、参加者、受入事業者等に対して、本事業に対する感想・意見（良かった点、改善点など）や、本市での仕事や暮らしに関するアンケートを行うものとする。アンケート項目は、事前に主管課と調整すること。

5 納入成果物

（1） 成果物

業務完了後速やかに、記「4」に記載した業務の実績がわかる実績報告書を電子データ形式にて提出すること。

（2） 納入先

主管課

6 検査

完了検査は、納入成果物により実施する。

7 特記事項

(1) 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、主管課の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 権利義務の譲渡等

主管課の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(3) 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ主管課の承諾を受けること。

なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

(4) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

8 その他

(1) 本業務に係る成果物の権利は、上天草市に帰属するものとする。

(2) 委託期間中及び委託期間の終了後において、上天草市が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(3) 記「4」を勘案した業務スケジュール（工程表）を、契約を締結した日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）、実施体制台帳（関係団体の役割及び連絡体制がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、延滞なく上天草市及び受託者が協議し解決する。